# 多様な人材の雇用支援事業 (新規)企業の働き方改革支援モデル事業

#### 事業背景 • 課題

- 1少子高齢化による人口減少によって、労働力が不足している。
- 2国において「働き方改革実行計画」が策定され、働き方を見直す動きが出てきている。
- 3ライフスタイルが多様化し、雇用や就業を取り巻く環境が変化している。
- 4中小企業が課題だと感じている事は様々であり、具体的に取り組みをどうやって進めるべきかわからない。
- 5「働き方改革」を推進するためには企業の実情に応じた支援が必要。

# 新規事業内容

働き方改革に取り組もうとしているが、何からはじめればいいのかわからない市内中小企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、仕事と介護・仕事と育児の両立など、課題に応じた専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等)を派遣し、働き方改革の推進を支援する。

■支援の流れ

解決したい課題等 のヒアリング ヒアリング結果に 基づき支援内容の 決定 支援内容に応じた アドバイザーを派 遣しコンサルティ ングの実施

取組内容と効果 の公表 他の市内企業の取組へつなげる

■対象企業 5社程度

### 【予算要求内容】

企業の働き方改革支援モデル事業委託料等 5,000千円 ※専門家派遣、取組内容の発信にかかる経費等

#### めざすべき方向性(新規事業の目的)

- 市内中小企業における人材確保・育成や生産性向上
- 取組事例の発信(報告会やホームページでの公表など)による、他の市内企業への働き方改革の取組の波及

# 多様な人材の雇用支援事業 (新規) <u>外国人材雇用支援事業</u>

#### 事業背景

- 1 少子高齢化やグローバル化が進む中、地域経済の持続的発展のための一つの方策として外国人雇用がある
- 2 高度な技術、知識等を持った外国人材の雇用について、市内企業におけるニーズがある



## 新規事業内容

# 【外国人材雇用支援セミナー】

対象:外国人材を採用したい市内中小企業

内容:「働き方改革」における外国人をはじめとした、あらゆる人材の活躍について

外国人材を採用し、経営力向上につなげている企業の事例

外国人採用に関する手続き、注意点等

#### 【予算要求内容】

外国人材雇用支援セミナー委託料等 300千円

※セミナー企画立案、講師選定、セミナー周知、セミナー当日の運営にかかる経費



#### めざすべき方向性(新規事業の目的)

- ・市内中小企業が外国人雇用について、正しい知識を習得すること
- 「外国人材雇用支援セミナー」を始めとして、外国人材雇用支援事業を通じて、市内中小企業が高度な技術・知識等を持った外国人 材を採用し、経営力向上につなげること

# 多様な人材の雇用支援事業 (新規)女性の活躍推進事業

#### 事業背景

- 1 子育てをしながら働き続ける方が増える一方で、育児休業後の職場復帰に不安を感じる方がいる
- 2 社員数が少ない市内中小企業などでは、育児と仕事の両立についての支援の方法が分からないことがある



## 新規事業内容

## 【育休後職場復帰セミナー】

対象:市内在住又は在勤で、育児休業中の方、概ね1年以内に育児休業を取得予定の方

内容:育児休業後の職場復帰の不安感を払しょくするため、復帰後の働き方、仕事と子育ての両立、役立つ制度の使

い方等についての講演

育児休業から職場復帰した女性従業員の体験談、参加者交流会

#### 【予算要求内容】

育休後職場復帰セミナー委託料等 500千円

※セミナー企画立案、講師選定、セミナー周知、セミナー当日の運営・託児運営にかかる経費



#### めざすべき方向性(新規事業の目的)

- 市内在住又は在勤の方が、育児休業後の職場復帰への不安を解消し、円滑に職場復帰できること
- 市内中小企業において、育児と仕事の両立についての理解が深まること

# 多様な人材の雇用支援事業 (拡充) 障害者雇用推進事業

#### 事業背景 • 課題

- 1 民間企業における障害者の法定雇用率(※)の引き上げ
  - ・平成30年4月1日から民間企業における障害者の法定雇用率の引き上げ(精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加されたため) (現在)2.0% ⇒ 2.2%へ引き上げ
    - (※)障害者の法定雇用率:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者を雇用しなければならない一定の割合のこと
- 2 仕事を探す精神障害者が増加
  - 大阪のハローワークを通じた精神障害者の新規求職申込件数が年々増加
  - ・精神障害者の新規求職申込件数は、平成21年度に知的障害者を、平成27年度には身体障害者を逆転し、さらに増加傾向

# 拡充事業内容

#### 【精神障害者新規雇用企業】について、新たな認定区分を設ける

【新たに設ける認定要件】

- ①市内に本社のある従業員300人以下の法人又は個人であること
- ②認定基準日(各年6月1日)において、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用していること
- ③認定基準日から過去1年以内に、新たに精神障害者を雇用したこと

# 【予算要求内容】

障害者雇用貢献企業への奨励金 7,600千円

※うち3,600千円が(拡充)精神障害者新規雇用企業への奨励金を見込む

#### めざすべき方向性(拡充事業の目的)

精神障害者をはじめとして、市内企業における障害者雇用のさらなる推進を図る